

第3号様式（第6条第1項関係）

市長	副市長	部長	課長	主幹・副主幹	主査・主査補	班員
付議・報告部課						

令和3年9月16日

会議結果報告書（行政経営戦略会議）

1 日時及び場所

令和3年9月16日（木）午前9時～ 本庁舎4階大委員会室

2 出席者

産業振興課 金井課長、黒澤主査、佐山主査補

3 件名

白井市産業用地確保検討調査（事前調査・可能性調査）業務に係る見込地の選定について

4 会議結果

- 案のとおり決定する。
- 一部修正の上、決定する。
- 継続して検討する。
- 案を否決する。
- 報告を了承する。

5 会議内容

- ・見込地として2か所を選定した理由は。
 - 同評価の候補地は複数あるが、既に地区まちづくり協議会が立ち上がるなどして事業化が進んでいる。また、既存の工業団地には物流倉庫の立地が増加してきていることから、道路問題の解決に構想道路への期待が高まり、構想道路沿道地区が候補となった。
- ・調査業務完了後のスケジュールは。
 - 地権者をまとめて、市が地権者を支援する形でサウンディング型市場調査を実施し、民間開発を誘導する。なお、1か所については、I C周辺検討地区が敷地の一部にかかっているため、整備には都市計画の変更などの手続きも必要となる。
- ・地権者には、事前に打ち合わせ等しているか。
 - 1か所についてはしていない。
- ・地権者が調査を断った場合の対応は。
 - 次点とした2か所から同様に進める。
- ・見込地の2か所いずれもデータセンターを誘致することは可能か。
 - データセンターの設置には特別高圧電力が必要不可欠であり、1か所は誘致できない。
- ・ほかの候補地のうちデータセンターが設置できる地区は見込地にならないのか。
 - すでに地権者がまとまり、サウンディング型市場調査を実施して、事業が進んでいる他の地区は見込地から除外した。
- ・次点の地区となった場合の業種は。
 - 物流系や商業系になる。

（指示）

- ・見込地の隣接地区と一体として進められるか検討すること。
- ・必要に応じて県及び市のインフラ部門と調整すること。

※本件は、白井市情報公開条例第9条第1項第7号（事務事業執行情報）に該当するため、付議書及び資料を非公開とする。

備考 会議内容を簡潔に記載すること。